

熊本県公報

第 1 1 4 4 6 号
平成 18 年 8 月 21 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○ " " " " " "	(") 1
公 告	
○肥料登録	(農業技術課) 2
○定款変更認可	(農業計画・技術管理課) 2
○公共測量の実施	(監 理 課) 2

告 示

熊本県告示第 863 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字津留字庵ノ平 1810、字堂ノ原 1830 の 1、1830 の 2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 864 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡錦町大字木上南字大平 7、13 の 3、字大平東 13 の 4、13 の 5、13 の 24、13 の 25
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平東 13 の 25 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに錦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第 633 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 18 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1410号	混合有機質肥料	牛深魚粉	窒素全量 : 5.0 りん酸全量 : 5.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。	尾上 俊二 熊本県天草市牛深町 188 番地 2	平成 18 年 8 月 9 日

熊本県公告第 634 号

熊本市馬場楠堰土地改良区理事長山本一弘から平成 18 年 7 月 31 日付けで申請のあった定款変更については、平成 18 年 8 月 9 日付けで認可した。

平成 18 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 635 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、山鹿市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 18 年 8 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（都市計画図作成）	平成 18 年 7 月 27 日から 平成 18 年 12 月 20 日まで	山鹿市山鹿、鹿本町及び鹿央町の 一部地域